

## ■城陽市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
城陽市企業立地促進条例	H14.9	○情報関連産業、自然科学研究所の本店及び事業場、製造業に係る本店 → 用地面積 500 m <sup>2</sup> 以上又は投下固定資産額等 5,000 万円以上かつ地元新規雇用者数 1 人以上	<u>事業場等設置助成金</u> ・ 投下固定資産額（土地取得を除く）の 10/100 以内の額 ・ 限度額 3,000 万円（情報関連産業、自然科学研究所及び製造業に係る事業場等以外は 1,000 万円）
		○製造業に係る事業場及びその他の産業で、市長が特に認める産業の本店及び事業場 → 用地面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ投下固定資産額等 1 億円以上又は地元新規雇用者数 1 人以上	<u>操業支援助成金</u> ・ 固定資産税相当額（土地分を除く）に次の率を乗じて得た額 （第 1 年度）75/100 （第 2 年度）50/100 （第 3 年度）25/100 ・ 3 年間の交付額の上限 5,000 万円 <u>雇用創出助成金</u> ・ 操業開始日の属する年度の翌年度以降 4 年間に 1 年以上継続して新たに雇用した城陽市在住従業員数に 30 万円を乗じて得た額 ・ 4 年間の交付合計額の上限 3,000 万円